

飲食物提供小屋出店に伴うルール（別紙1）

2025/2/11

道の駅かさま

1. 搬入搬出時以外は出店関係者全員がD駐車場へ駐車して下さい。
指定場所以外に無断駐車した場合、即時退去と今後の出店をお断りします。
2. 搬出搬入時の一時的な駐車場所はフードコート棟裏側の入居テナント専用駐車場です。
一時的であっても駐車場内通路及びお客様専用駐車区画への駐停車は固くお断りします。
2. 看板類設置の数量について、来客者への通行の妨げにならない様に設置願います。1店舗2枚（のぼり旗を含む。）表裏側にあるものは2枚とみなします。看板の設置位置については、当社側で設置可能範囲を設定致します。
3. お客様の行列整理について、通路を通行されるお客様の進行を妨害しないように配慮して、店舗運営を心掛けて下さい。通路を塞いでいるお客様がいた場合は該当のお客様へ声掛けし、通路にはみ出ることがない様にして下さい。お客様を整理する目的のバーコーンは当社側で設置します。設置したものを無断で移動しないで下さい。
4. 飲食物提供小屋の設置場所について
当社で決定し設置します。出店者側判断で場所を移動する事は禁止します。
5. 苦情が寄せられたため、他店にお並びのお客様への声かけ、呼び込みは禁止します。
6. のぼりや看板等は重りで固定する等の十分な強風対策を施して下さい。

ご協力よろしく申し上げます。